

鈴鹿市立平田野中学校

令和6年度



せいとこころえ

生徒心得

平田野中学校 生活目標



みんなの
ひらたの

3
つ
の
大
切



自分の命やものを
大切にしよう



相手の気持ちを
考えて行動しよう



気持ちのいいあいさ
つや返事であたたか
い雰囲気をつくろう

〒513-0836
鈴鹿市国府町9105番地の1
☎059-378-0126
📠059-378-4895
<https://edu.city.suzuka.mie.jp/jhiratano>



目 次

- ◆校 歌・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◆学校のきまり・・・・・・・・・・ 3、4、5
- ◆台風・大地震時における生徒の登下校並びに
授業の実施について・・・・・・・・・・ 6
- ◆生徒会・委員会・・・・・・・・・・ 7
- ◆通学路図・・・・・・・・・・ 8
- ◆平田野中スマホのルール・・・・・・・・ 9
- ◆クロームブックのきまり・・・・・・・・ 10
- ◆生徒会会則・・・・・・・・・・ 11

平田野中学校校歌

佐佐木信綱 作詞
弘田竜太郎 作曲



ほがーらかにあさひ かがようすずか やまた



か ききぼ うをたもたんむねー に ふるきぶんかの



あとをばふみてひ びに あらーたに まなぶわれら

一

ほがらかに 朝日輝よう 鈴鹿山

高き希望を 保たん胸に

古き文化の あとをばふみて

日々に新らたに 学ぶわれら

二

すがすがし 流れたえせぬ鈴鹿川

清きころを みがかん常に

正義自由の 花折りかざし

祖国さかゆる 春にあわん

三

よろこばし 我ら平田野中学に

よき師 よき友 心をあわせ

誠意勤勉 力をあわせ

いざや郷土の ほまれあげん

平田野中学校のきまり

A 身なりに関するきまり～高校入試・就職試験に向けて～

1 制服

制服は学校指定の「ブレザー・スラックス・スカート」とし、変形は認めない。
上着の下にはニットシャツを着用する。
ベルトは、派手でないものとする。色は、黒・紺・茶とする。

2 制服の中に着るもの

派手でないVネックセーター・カーディガンを着用してもよい。（丸首は不可）
色は、白・黒・紺・茶・ベージュ・グレーの無地とする。（フード付きのものは不可）
裾や袖から出ないように着こなす。
ニットシャツの下に着用するインナーについては、体育で使用できる白色のTシャツ及び柄の派手でない黒・紺・茶・ベージュ・グレーとする。

3 靴 下

靴下の色は、白・黒・紺・グレーの無地を基本とし、ワンポイントまたはラインは良しとする。
ストッキング（タイツ）の色は、ベージュ・黒とする。ルーズソックスは禁止する。

4 靴、スリッパ

靴は、運動に適した紐付きのものとする。
スリッパは学校指定のものとする。

5 防寒具

防寒具としては、学校指定のウインドブレーカー及び手袋、マフラーを着用してもよい。
（授業中の着用は不可）

6 頭 髪

頭髪は、高校受験や就職試験にふさわしいものとする。特異な髪形やウェーブ系のパーマ、染色、脱色、整髪料の使用は禁止とする。ただし、前髪は、目にかかからない程度とし、後ろが肩にかかる場合は、ゴムでくくる。
ゴム、ヘアピンは黒・紺・茶とする。ヘアバンド、リボン、カチューシャ、バレッタ等は禁止する。

7 ピアス、化粧など

ピアス、化粧、まゆ毛を剃ったりすることは禁止する。

8 カバン

通学カバンは、学校指定の平中バックを使用する。入りきらない場合は、別のカバン（リュック等）を持ってきて良い。

9 名 札

ブレザー、またはニットシャツの左胸に安全ピンを通してつける。

10 更 衣

衣替えは原則設けない。ただし、式等では指定する。

B 所持品、公共物等に関するきまり

11 記 名

自分の所持品には、必ず学年、組、名前をはっきり書く。

12 不要物

学校生活に必要なものは持ってこない。（スマホ、携帯電話は持ち込み禁止）

- 13 貴重品
必要があり、貴重品（財布、お金、スマートフォン等）を持ってきた場合は、担任に預ける。
- 14 公共物の破損
学校のもの大切に。破損した場合は、すぐに届け出る。
故意、不注意で破損した場合、原則として弁償する。

C 登下校、自転車通学に関するきまり

- 15 登下校時
制服または、学校指定のジャージ、ウインドブレーカーで通学する。ただし、部活動参加時は、顧問の認めた部活動で使用する服装も可とする。
自転車通学者は、ヘルメットを正しくかぶって通学し、雨天の場合は、雨ガッパを着用する。
事故などにあった場合は、すぐに学校に連絡する。
- 16 通学路
登下校時には、決められた通学路を通る。（別紙略図参照）
- 17 自転車通学の許可
毎年4月に、自転車通学許可申請書を出す。自転車通学の許可を得た生徒は、交通安全に関する規則を守って通学する。守れない場合は、家庭連絡をして罰則を設けることもある。
- 18 通学自転車
通学自転車は、改造したもの、荷台のついていないもの、ライトの点灯しないものは禁止。
自転車の後ろのフェンダーに、必ず通学許可シールを貼る。
スタンドは両立スタンドとする。
- 19 自転車置き場
自転車は、自転車置き場の決められた自分の場所に置き、鍵をかける。
校門から自転車置き場までは、自転車に乗らない。
- 20 寄り道、買い物等
登下校中の寄り道、買い物等は禁止する。

D 校内生活に関するきまり

- 21 登校時刻
8時30分までに登校し、自分の席に着く。部活動等で朝練習がある場合でも7時15分以前には登校しない。朝の会以降の遅刻は、登校後すぐに、職員室に登校したことを報告する。
- 22 授業中
原則として、制服で授業を受ける。それ以外は、教科担任の指示に従う。
- 23 昼食
昼食は教室でとり、昼食時間が終わるまで教室から出ない。
- 24 休憩時間
廊下を走らない、騒がない。ベランダには出ない。排煙・換気窓の操作はしない。
始業前のメロディー（2分前）が流れたら教室に戻り次の授業準備をする。
- 25 部活動
顧問が不在の場合は、原則として活動しない。朝練習の時間は7:30～8:10とする。
部活動終了時刻と完全下校時刻については、日没時間を考慮して設定する。
- 26 外出
始業時刻から終業時刻の間は、休憩時間でも校外に出ることは禁止する。

- 27 下 校
部活動がない者は、速やかに下校する。下校完了時刻を厳守する。

E 校外生活に関するきまり

- 28 外出、外泊
- ①ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、マンガ喫茶への出入りや喫茶店等での飲食、および海水浴、キャンプ等の野外活動は、保護者が同伴することを原則とする。
 - ②夜間の外出は、保護者の許可を必要とする。
三重県青少年健全育成条例第19条：保護者は、深夜（午後10時から翌朝5時までをいう）にその監護に係わる青少年をみだりに外出させないようにしなければならない。
 - ③外泊は禁止する。

F 諸届けに関するきまり

- 29 連 絡
欠席、遅刻の場合は、8時20分までに保護者が学校に連絡する。
※本校では、平日；19：00～7：30 休日；終日 留守番電話設定となっています。
- 30 その他の連絡
住所、電話番号等の変更があった場合は、すみやかに届け出る。

★学校指定販売店

指 定 店 名	所 在 地	電 話
ポテチーノ	ハンター2F	370-3783
八郎靴鞆店 (神戸本店)	ハンター1F 神戸2-11-14	378-9865 382-0410

[台風・大地震時における生徒の登校並びに授業の実施について]

1 台風・大地震時の生徒の登校時、授業の実施については次のようになっています。

①午前7時現在において

暴風警報、台風接近に伴う大雨警報、大地震注意情報が発令されている場合
⇒生徒は登校しないで、午前11時まで自宅待機する。

②午前11時現在において

暴風警報、台風接近に伴う大雨警報、大地震注意情報が発令されている場合
⇒当日は臨時休校とする。

③午前11時現在において

暴風警報、台風接近に伴う大雨警報、大地震注意情報が解除されている場合
⇒生徒は午後の授業準備をして午後1時に着くように登校する。

【お願い1】

上記③の場合、道路・橋梁などの決壊・浸水等により登校の危険が予想される地域の生徒並びに登校の困難な生徒については、学校と連絡を取って当日の登校を止めるなどして、事故のないように配慮してください。

2 登下校中で地震が発生した場合は、定められている下記避難場所へ避難して安全を確保する。

(平素から「どの避難場所へ避難するか」を家族で話し合っておいてください。)

3 始業後に暴風警報・台風接近に伴う大雨警報、大地震注意情報が発令された場合。

(1) 原則として、直ちに授業を中止し、すみやかに生徒を帰宅させます。

(2) ただし、台風の中心位置・進行状況・速度・発令時における気象状況、大地震の震源地・地域の道路・橋梁等の決壊、浸水等の状況から判断して、安全に帰宅することが困難な生徒については、安全な場所に待避させて保護し、保護者と連絡をとって引き取りに来てもらいます。

4 特別警報が発令された場合。

大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報が発令された場合も、登校時、始業後ともに、上記の対応と同じとなります。

【お願い2】

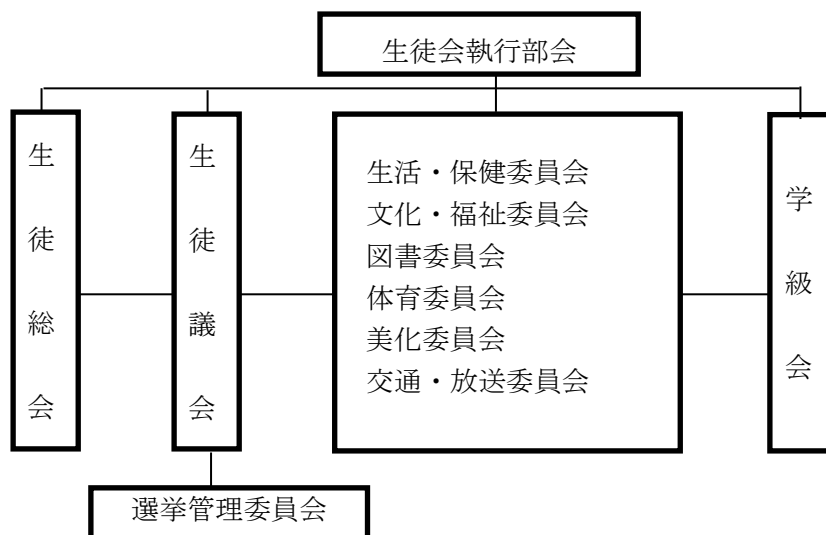
(1) 平素から災害時の避難場所や連絡先について家族でよく話し合っておいて、「災害が発生したら、連絡先はどこか、連絡方法はどうか」を確認しておいてください。

(2) 特に、登校後災害が発生した場合の連絡先及び電話によらない連絡方法をよく教えておいてください。

登下校中における地震発生の場合の避難場所

	避難場所	避難場所の所在地		避難場所	避難場所の所在地
国府小学校区	国府小学校	国府町	明生小学校区	明生小学校	大池二丁目
	赤坂集会所	国府町		住吉公民館	住吉一丁目
	けやき公園	国府町		西住吉会議所	住吉一丁目
	国府公民館	国府町		東半沢公園	住吉二丁目
	西之城戸集会所	国府町西之城戸		五反畑公園	住吉二丁目
	西之野公民館	国府町西之野		半沢公会堂	住吉三丁目
	北一色公会堂	国府町北一色		奈良四丁目集会所	住吉四丁目
	国府新町児童公園	国府新町		奈良五丁目集会所	住吉五丁目
	長ぐつ公園	国府台		大池公園	大池二丁目
	平野町公民館	平野町			
庄野小	庄野羽山四丁目1号公園	庄野羽山四丁目	庄野小	庄野小学校	庄野東二丁目
	庄野羽山四丁目2号公園	庄野羽山四丁目		古庄野集会所	庄野東一丁目
	羽山共進集会所	庄野羽山二丁目			

[生徒会組織図]



委員会に関するきまり

1 交通に関する心得

- ① 交通ルール、交通マナーを守る。
- ② 決められた通学路を通過して登下校する。
- ③ 通学用自転車は、防犯登録を受けたもので通学にふさわしい自転車とする。
- ④ 荷台、ライト、反射板、自転車通学許可証（鑑札）のついていないもの、その他不必要で華美なものは禁止する。
- ⑤ ヘルメットは必ず着用し、あごひもをしっかりしめる。
(R5年4月より法律でも定められています。)

- ⑥ カバンは、荷台にくくりつける。
- ⑦ 雨天時には、通学用カッパ、レインコートを着用し、傘さし運転はしない。
- ⑧ 危険な乗り方（並列、2人乗り等）はしない。

※心得を守れない生徒には、本人指導や家庭連絡等を行います。

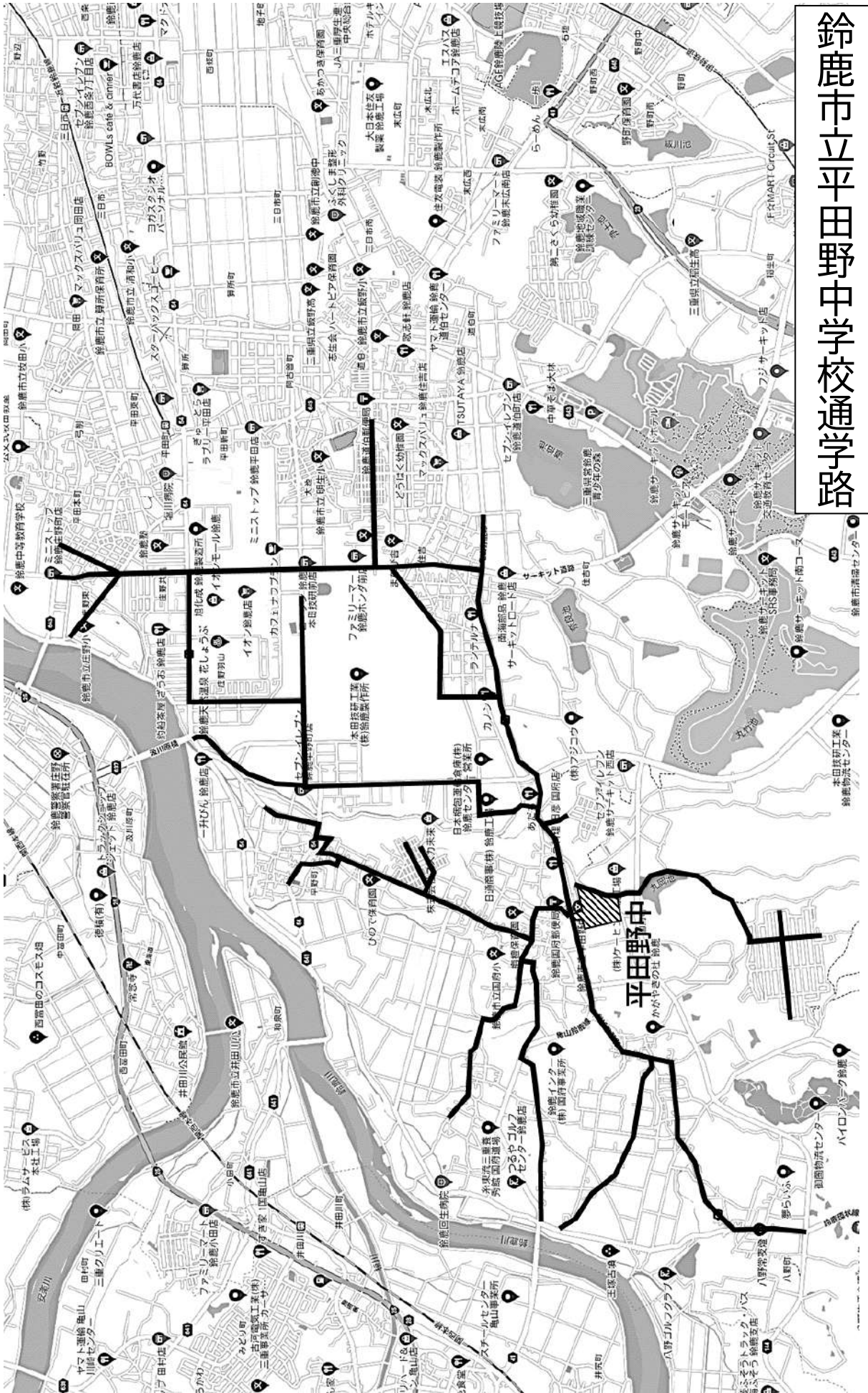
2 清掃に関する心得

- (1) 掃除には積極的に、責任を持って参加する。
- (2) ゴミは燃えるゴミ（紙類）、プラスチックゴミ（ビニール類）、燃やせないゴミ（金属類等）に分別して捨てる。

3 図書館利用の心得

- (1) 開館時間
 - ① 月～金の昼休み、ただし給食なしの日とテスト当日、及び図書整備期間は閉館とする。
- (2) 閲覧
 - ① 館内
 - ア 図書は自由に書架から取り出し、読書後は元の位置に戻す。
 - イ 貸し出しの手続きをしないで図書を館外に持ち出さない。
 - ② 貸し出し
 - ア 借りたい本と個人コードを図書当番に提出し、貸し出しの手続きを済ませる。
 - イ 貸し出しはひとり2冊とする。
 - ウ 貸し出し期間は1週間とする。ただし、返却日が休日の場合はその翌日とする。
 - エ 禁帯出のラベルが貼ってある図書やバーコードのない本は貸し出しをしない。
 - ③ 返却
 - ア 返却図書を図書当番に提出し返却手続きを済ませ書架に返す。
- (3) 心得
 - ① 手洗いを励行し、図書衛生に注意する。
 - ② 館内では静かにする。
 - ③ 図書館の本は大切に扱う。
 - ④ 返却日を必ず守ること。
- (4) その他
 - ① 図書を紛失したり、故意に破損させた場合は弁償する。
 - ② ルール、マナーを守らない場合は、貸し出しを禁止することもある。

鈴鹿市立平田野中学校通学路



☆「平田野中スマホのルール」☆

生徒の心得 スマホなどは、家の人が契約して私たちが使っているものです。次の6ヶ条を守って使います。便利なものですが、どんな情報でも瞬時に全世界に広がる危険性があることを決して忘れません。また、どこの誰かもわからない不特定多数の人と簡単に繋がってしまう危険性があることも忘れません。

生徒の使い方 6ヶ条

- 人の悪口や嫌がること(傷つけること)は書かない → いじめをなくす
- 個人情報【自分のことも他人のことも】書かない → 犯罪行為をしない
- 食事中、勉強中はさわらない
- 夜10時30分以降はさわらない
- 保護者の許可なしに課金しない
- 定期的に保護者に見せる(暗証番号は親に伝える)



家庭の心得 子どもにスマホ・携帯・パソコン・タブレット等を持たせた以上、親が責任をもって使用状況やアプリ等も含めその利用内容については把握しなければなりません。中学生には親の保護が必要であり、子ども任せではダメです。子どもとしっかりと相談をして各家庭でのルール(約束事)を決めましょう。成長に合わせてルール(約束事)を調整しながら子どもと利用状況等を気軽に話せる関係を保ちましょう。親同士でルール(約束事)を共有することも良い方法です。

家庭の5ヶ条

- 購入時にはフィルタリングを活用しましょう。
- 持たせる目的・有害情報(サイト)や個人情報を守る必要性などを話し合い、子ども自身に危機管理の意識を持たせましょう。
- 子どもにルールを守る責任感を持たせるためにペナルティーを決めておきましょう。
(一定期間使用禁止、解約等)
- 子どもの使用状況、利用状況を定期的に確認しましょう。
- 暗証番号は親が管理し、できるだけ目の届くところで使用させましょう。

クロームブックのきまり

クロームブックは、みなさんの学習に役立てるため、鈴鹿市教育委員会から貸し出されたものです。正しい使い方を身につけ、卒業まで、大切に使いましょう。

～クロームブックの使い方 5か条～

1. 大切に使う
2. 必要のない時は使わない
3. 必要のないサイトは開かない
4. 他の人のクロームブックは使わない、人のアカウントも使わない
5. 家での充電を忘れない



この5か条は、令和6年度前期生徒会で検討し、策定したものです。

● 使用について

- ・授業中は先生の指示に従って使用しましょう。休み時間は、学習課題に取り組む場合以外は使用しません。朝の会や帰りの会等は、担任の先生からの指示に従って使用しましょう。
- ・ゲームや学習に関係ない動画や画像、趣味のものを見たり、調べたりするために使用しません。(利用記録が残ります)
- ・持ち帰り後の使用も学習に限られます。学習と関係がない目的には使用しません。

● クロームブックの取り扱い

- ・持ち運びのとき、移動教室のとき、かばんの中に入れるときには、必ず保護ケースに入れてください。また、かばんに入れるときには、教科書よりも上に入れるようにしてください。
- ※外からの衝撃によって画面が破損し使用ができなくなるケースや乱雑な扱いで本体に傷がつくケースが多発しています。卒業後は、次の1年生が使います。よく考えて、使用してください。

● 充電器の扱い

- ・充電器は家で保管し、家で使用します。学校で充電が足りなくなることがないように、家に持ち帰ったら充電する習慣をつけてください。
- ・どうしても、授業に使用するための充電が足りない場合には、学年の先生に申し出て、使用簿を書いた上で使用してください。(原則、充電は1時間だけです。1時間後に取りに来てください。)

● 端末を忘れた場合

- ・他人の端末は使ってはいけません(端末はそれぞれその個人に貸し出されたものです)
- ・どうしても、クロームブックがないと授業に参加できない場合には、学年の先生に申し出て、貸出用クロームブックを借りてください。ただし、授業が終わったらすぐに返却してください。

● 壊れた場合、壊した場合

- ・端末を使用していて故障、破損した場合は、分かった後すぐに担任の先生に申し出てください。状況を確認し、その端末を使用し続けることが難しい場合には、代替機となります。その場合、報告書を教育委員会に提出する必要がありますので、詳しい状況など担任の先生と確認してください。
- ・故障、破損の理由が悪質な場合には、弁償対応となることもあります。十分注意して使ってください。

生徒会会則

第1章 名称

この会は鈴鹿市立平田野中学校生徒会と呼びます。

第2章 目的

この会の目的は、平田野中学校の正しい発展と幸せのためにあります。生徒の問題に対しては積極的な指導をして、学校行事に対しても意見や考えを含めて計画し、実行します。

第3章 会員

この会の会員は平田野中学校全生徒とします。

第4章 総会

第1節 必要に応じて随時総会を開催します。

第5章 議会

第1節 議会は、この会の役員と議員で構成し、それぞれ1票の票決権を持ちます。議員は各クラスの室長がこれに当たります。

第2節 議会は、会則第2章に示す目的の達成に必要な権限を与えられます。

第3節 議員は、各組の意見を議会に提出したり、議会で決まったことを各組に伝えたりします。

第4節 必要に応じて随時議会を開催します。

第6章 役員

第1節 この会の役員は、会長（1名）副会長（2名）企画委員（各学年2名）各委員会委員長とします。役員は、生徒会行事の運営に必要な諸準備並びに集会・議会の運営に関する権限をもち、適時会合を開催します。

第2節 役員の任期は、1期として1年を2期に分け3月と9月の2回の選挙で選出されます。尚、再選はさまたげません。

第3節 役員は、議会において次のことを行います。

〈会長〉生徒会の首長であり、議会では議長になります。

〈副会長〉会長が事故ある時、代理を務めます。

〈企画委員〉次のような会の正確完全な保持に努めます。

1 会則附則の修正、2 役員名簿、3 議会の会議録、4 通信文

第7章 委員会

各委員会の任期は、原則として1期とします。

第1節 生活・保健委員会は、校内外における生徒の生活規律の向上を目指す活動と、保健衛生に関する問題を処理します。

第2節 文化・福祉委員会は、校内の文化的行事や福祉活動の計画・実行に当たります。

第3節 図書委員会は、学校図書館の運営とこれに関するすべての仕事に当たります。

第4節 体育委員会は、校内の体育的行事の計画・実行に当たります。

第5節 美化委員会は、ゴミ回収、大掃除の準備・片付けなど、美化活動の推進と、給食関連場所や器具等の管理・整備に当たります。

第6節 交通・放送委員会は、生徒の通学用自転車の管理、通学の保護安全に関する立案・計画と、校内放送に必要なすべての仕事をします。

第7節 選挙管理委員会は、有能な役員が正しく選挙されるように厳正・公平に選挙が行われるように次の仕事をします。選挙管理委員は室長がこれを兼ね、委員が生徒会役員に立候補する場合は代理を立てることができます。

①立合演説会の計画・実行、②立候補者の掲示、③選挙運動の管理

第8章 顧問

生徒会の顧問は、必要があれば議会や委員会及び他の会に出席し助言指導をします。

第9章 最高決定権

学校長は、生徒会で議決したすべての問題に対して最後の決定権を持ちます。

第10章 会則承認修正

会則の承認修正は、総会の三分の二以上の多数決によって可決され、次に学校長により承認されて成立します。